

## 臨時採用教職員及び非常勤教職員皆さん 労働条件で分からないことや疑問に思うことはありませんか？

臨時採用や非常勤の教職員の皆さんの中には、初めて学校現場で働く人も、これまでの同様の立場で働いてきた人もいらっしゃるでしょう。自分がどのような労働条件で雇用されているかは説明を受けられたでしょうか？

私たち高教組(長崎県高等学校教職員組合)は、県教委に対して、学校の教職員は臨

時採用や非常勤ではなく正規採用で雇用するよう求めています。実際に臨時採用や非常勤として働いておられる皆さんの労働条件の改善についてもとりくんできました。その中で改善が実現してきた点も含めて、臨時採用や非常勤の教職員の皆さんの労働条件の概要についてお知らせしたいと思います。

### 臨時採用の方(欠員補充・育休代替など)

- 賃金…教育職の場合、教育職1級の賃金になります。金額(号給)は大卒後の経験で異なります。  
※正規採用の教諭・養護教諭は2級。  
毎月の手当は正規採用の場合と同じです。  
※昨年度までは4月の住居手当と通勤手当は支給されませんでした。が、長年の交渉の結果、今年度から支給されるようになりました。
- 休暇…休暇は正規採用の場合と同じです。  
年休の日数は、12月までに15日とれます。  
※年休は届けを出さなくても理由は不問です。
- 社会保障…地方公務員共済組合ではなく、政府管掌健康保険・厚生年金になります。

### 非常勤講師(時間講師)の方

- 賃金…「報酬」として1時間当たり2,800円が支給されます。授業だけでなく補講や教科会議など、学校が必要と認めた仕事については支給されます。手当は「通勤費用」だけで、勤務日数にかかる費用が支給されます。
- 休暇…年休は年度末までの勤務予定日数によって取得できる日数が違います。  
217日以上は10日、169～216日は9日等2校以上勤務する場合は、勤務予定日数を合算して計算します。  
他に忌引きも有給で取れます。  
※有給休暇は授業などをしなくても「報酬」が支給されます。
- 社会保障…国民健康保険・国民年金になります。

### 非常勤現業職員の方

- 手当  
・期末手当は6月が0.5月、12月が1.0月分支給されます。  
・「通勤費用」が一般職の通勤手当に準じて支給されます。
- 任期・勤務時間  
・雇用期間は1年以内で、2回まで更新が可能です。  
・勤務時間は週30時間で、割り振りは校長が定めます。
- 休暇  
年休は年度単位で、1年目10日、2年目11日、3年目12日あり、残った年休は翌年度に繰り越されます。  
時間単位でとることができ、1日当たりの勤務時間数をもって1日とします。  
忌引きも有給で取れます。
- 社会保障  
政府管掌健康保険と厚生年金になります。

紙面の関係で他の雇用形態の場合は載せられませんでした。知りたい方は高教組本部へお尋ねください。

TEL 095-827-5882

困っていることや改善してもらいたいことがあれば、高教組へご相談ください。